

看護の質の向上と確保に関する検討会

中間とりまとめ



平成21年3月17日



厚生労働省

看護の質の向上と確保に関する検討会 中間とりまとめ

目次

はじめに	1
1. 看護教育のあり方について	1
1) 看護基礎教育	1
2) 保健師・助産師教育	2
3) 看護教員	3
4) 生涯教育	3
2. 新人看護職員の質の向上について	4
3. チーム医療の推進について	4
4. 看護職員の確保について	5
まとめ	7

看護の質の向上と確保に関する検討会委員

看護の質の向上と確保に関する検討会の経緯

はじめに

今後の少子高齢化を踏まえ、医療の高度化、療養の場や国民のニーズの多様化といった変化に的確に対応し、国民に良質な看護サービスを提供するために、看護職員の資質・能力の一層の向上が求められることから、平成20年7月にとりまとめた「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」において、看護基礎教育の充実の方向性について、「いかなる状況に対しても、知識、思考、行動というステップを踏み最善な看護を提供できる人材として成長していく基盤となるような教育を提供することが必要不可欠である」ことが示された。

これを受け、チーム医療を担う一員としての看護職員の質の向上に加え、量の確保の観点からも総合的に検討するために、本検討会を昨年11月27日より立ち上げ、5回にわたり今後の基本的な方向性について検討を進めてきた。

看護の質と量の確保は密接な関係にあり、看護教育の一層の充実や新人看護職員研修の普及、看護職員の勤務環境等の改善及びチーム医療の推進による専門性の向上は、看護の質を高めるための重要な課題であるばかりでなく、これらを推進することによって看護職員が魅力ある専門職として認知され、量の確保にも大きく貢献するものである。そして、このことはまさに国民に対する看護サービスの向上を目的とするものである。今般、効果的な看護の質の向上と確保に向け、これまでの議論を中間的にとりまとめた。

厚生労働省においては、以下に示された基本的な方向性に沿って文部科学省をはじめとする関係省庁などとも連携・協力し、積極的に取り組むとともに、検討会において示された様々な意見や現場の取組み事例などを今後の行政施策に活かし、財政支援を行うことを、当検討会として強く要請する。

1. 看護教育のあり方について

1) 看護基礎教育

- 看護教育は看護サービスの基礎をなすものであり、国民が良質な医療を受けることができるよう、時代や国民のニーズの変化に合わせて不断に見直し、充実を図る必要がある。
- 現在、高齢化、医療の高度化、在院日数の短縮化、在宅医療など療養の場の多様化といった変化に伴い、医療の質の一層の向上が求められる中、チーム医療の一翼を担う看護職員を養成する看護基礎教育の充実は重要かつ緊急の課題である。
- 他方、看護師養成機関には、大学、短期大学、養成所（主として専修学校）、5

年一貫校があるが、いずれの養成機関を卒業した新人看護師についても臨床実践能力が不足していることが指摘されている。また、いずれの養成機関においても、現在の教育課程は過密であるとの指摘があり、教育した内容が着実に身につくよう、臨地実習の場の確保を含めた環境を整備していくことも重要である。

- 平成 21 年度より新カリキュラムの実施を行うこととしているが、このカリキュラム改定は当面の課題に対応したものであるため、今後の看護基礎教育のあり方を踏まえ、更なる検討が必要である。
- 看護師がその役割を果たすために必要な知識・技術や能力は多岐にわたるが、そのうち、免許取得前の基礎教育段階で学ぶべきことは何かという点を整理しながら、現在の教育年限を必ずしも前提とせず、すべての看護師養成機関について教育内容、教育方法などの見直し・充実を図るべきである。この際、個々の看護師養成機関の置かれた状況が多様であることに配慮する他、いわゆる「大学化」についても後述のように今後の動向を見極めて対応する必要がある。併せて、後述のように卒後の新人看護職員研修についても、その普及を図り、充実させることが必要である。
- このため、教育内容及び教育方法の検討に早急に着手し、平成 21 年度からのカリキュラム改定の効果も見つつ、さらなる充実を図るべきである。

2) 保健師・助産師教育

- 保健師は、取得した資格をより有効に活かすためにも、就業の場の拡大が必要である。また対象や課題が幅広くなることにより、高い専門性が求められることから、その教育内容の充実や臨地実習の場の確保が必要であるが、教育の仕方については、

- ・ 需給バランスや教育の質の担保を図る観点から、大学での統合教育を見直し、学部教育終了後の教育とすべきとの意見があった。
- ・ 他方、保健師の量の確保の観点や保健師・看護師の教育のあり方として現在の統合教育がよいという意見があった。

また、平成 19 年 4 月の「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」において保健師教育の望ましい単位数が 40 単位として示されており、これらを踏まえ、保健師教育のあり方について文部科学省と厚生労働省は協力して、結論を出すべきである。

- 助産師は、今後より高い専門性が求められることから、その教育内容や臨地実習

の場の充実が必要であるが、教育の仕方については、

- ・昨今の多様なニーズへの対応が求められることから、高い専門性が必要であり、学部教育終了後の教育とすべきとの意見があった。
- ・他方、多様な資格取得希望者のニーズに答えられることや、現行の教育においても学生の助産師への動機づけが高いという状況があることから、現行のままの統合教育がよいという意見があった。

また、助産師教育においても、同上の報告書に望ましい単位数が34単位として示されており、これらを踏まえて、助産師教育のあり方について文部科学省と厚生労働省は協力して、結論を出すべきである。

3) 看護教員

- 看護基礎教育の充実のためには看護教員の質の向上と確保が重要であり、看護教員の専門性を高めるために、長期履修制度など働きながら学べる大学院教育課程の活用といった教員の継続教育に関する促進を支援することが重要である。
- また、今後、医療・看護の実践現場が多様化、高度化していく中で、在宅医療を含め、特に高度な医療・看護実践能力の習得が看護職員に求められることを視野に入れると、看護教員が臨床現場で実践能力を保持・向上するための機会を確保することが重要である。また、高度実践能力を持つ看護職員が教員として働くことができるポジションを積極的に設けるなどの養成機関の創意工夫も求められる。

4) 生涯教育

- 短時間労働や通信教育を活用して看護職員が長期にわたって臨床現場と繋がることを支援するなど、看護職員へのリカレント教育の機会について確保・充実していくことは、看護職員の離職防止や再就業の促進という観点からも重要である。
- さらに、看護職員が専門性を持ってキャリアアップしていくことも、国民に対する看護サービスの向上に加えて看護職員の離職防止、定着のために重要である。一部の医療機関では、看護職員が段階的に習得すべき内容を管理的要素と実践的要素とに分けてキャリアアップのルートとして示している例もあり、こうしたことを踏まえ、各医療機関などにおける看護職員の実践的キャリアアップや、医療機関が専門看護師や認定看護師などの積極的な活用を推進することについて、支援策が求められる。

- こうした状況を踏まえ、看護職員の養成費用や需給バランスに十分留意しつつ、免許取得前の基礎教育を含め、看護教育の体制、教育内容及び教育方法などの見直しについて、文部科学省と連携・協力しながら検討を進める場を早急に設け、その具体化を図るべきである。

2. 新人看護職員の質の向上について

- 現在、医療の高度化、在院日数の短縮化の傾向、医療安全に対する意識の高まりなど国民のニーズの変化を背景に、臨床現場で必要とされる臨床実践能力と看護基礎教育で習得する看護実践能力との間に乖離が生じている。そして、その乖離が新人看護職員の離職の一因となっているのではないかと指摘されている。
- こうした指摘を踏まえ、新人看護職員の臨床実践能力の効果的かつ効率的な向上を図るため、平成 16 年 3 月に出された「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」を受けて、新人看護職員の到達目標とその研修指針が示されているが、新人看護職員研修の実施は医療機関などの努力に任されている現状である。
- 在宅や施設など療養の場が多様化することに伴い、看取りを含む全人的な医療や、患者や家族との関係性を伴う生活の場を中心とした生涯にわたる看護の提供の重要性が今後益々高まることから、この変化に対応できるよう、在宅看護なども組み込んだ研修内容を強化することが求められる。
- 今後は、すべての病院の新人看護職員が研修指針に沿った研修を受ける体制を構築するとともに、組織全体で新人看護職員を育てる組織文化の醸成を図ることも重要である。
- 看護基礎教育と臨床現場との乖離を埋めるためには、看護基礎教育の充実をはかるとともに、新人看護職員研修の制度化・義務化を視野に、離職防止の観点からも、新人看護職員研修の実施内容や方法、普及方策について早急に検討し、実施に移すべきである。この際、新人看護研修を実施する医療機関に対する財政も含めた支援を行うべきである。

3. チーム医療の推進について

- 安心・安全な医療を確保し、医療の質の向上を図るためには、医療関係職種が各々の専門性を高め、相互の専門性を理解し、チーム医療を推進していくことが重要である。また、医療関係職種だけでなく、福祉関係職、また患者などの医療の受